

いとうがわ市 農業委員会だより



高倉からおいしい丸ナス届けます

橋立 雄二 さん(高倉)

平成31年に就農をした橋立さんは3棟のビニールハウスで10アール、650本の丸ナスを栽培されています。30年勤めた職場を退職する決断をしたのは、「父が元氣なうちに、培ってきた丸ナス栽培の技術を継承したい」という思いがありました。

丸ナスは天候に左右されやすいため、ナスをよく見て何が必要なのか考えながら作業をしているそうです。

また「暑いハウス内での剪定作業は苦勞するが、手をかけた分だけいい品ができるのでやりがいを感じる」と丸ナス栽培の魅力を話していました。

今年は梅雨明けも早く気温も上がり生育が良いとのこと。収穫後は農協を経由して主に豊洲市場へ出荷されるほか、地元スーパーの店頭にも並びます。

今後について尋ねると、「今はまだ就農3年目なので、栽培技術をもっと身につけたい。そして、価値観や視点を少し変え、農業を活かせる土地で自然と共に暮らす。自分の経験から、そんなライフスタイルのすばらしさを発信していきたい」と話していました。

農地を農地以外にする場合には 手続きが必要です

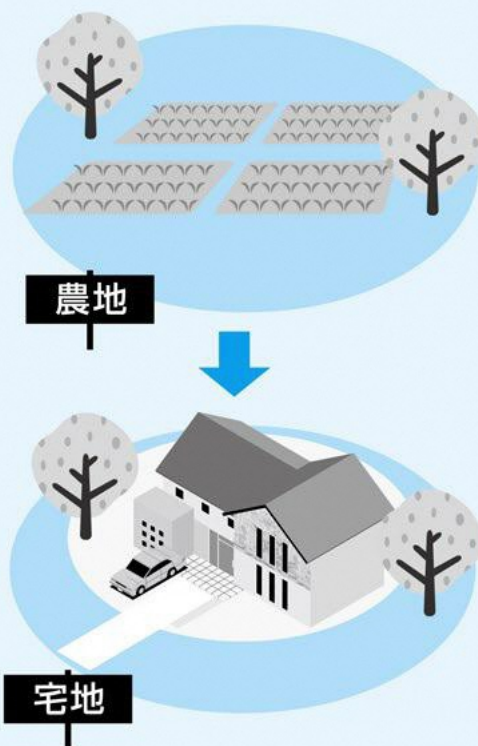
農地を農地以外にすることを「農地転用」といい、農地転用する場合は、農地法の許可が必要です。

農地を農地以外にする

- ▶ 住宅を建てる
- ▶ 農業用施設を建てる
- ▶ 資材置場にする など

転用手続きは2種類あります

- 1 農地法第4条
農地の所有者自らが、その農地を転用する場合
- 2 農地法第5条
農地の所有者から農地を買う又は借りてその農地を転用する場合



※ 田を畑に変更する場合も届け出が必要です。

太陽光発電と養殖池の一時転用は 最長10年まで可能です

○ 営農型太陽光発電



農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指します。この場合、発電設備の支柱の基礎部分について、一時転用許可が必要となります。

転用期間が10年以内となるケース

- 1 担い手が所有している又は利用権の設定を受けている農地で当該担い手が営農を行う場合
- 2 荒廃農地を活用する場合
- 3 農用地区域外の第2種農地又は第3種農地を活用する場合

○ 養殖池



錦鯉などの養殖業について、地域農業の振興に資すること等が確保される場合は、農地を養殖池として一時転用できる期間が最長10年に延長されました。

対象

内水面における水産動植物の養殖のための転用（養殖池に付帯する給排水施設等含む）。

要件

- 1 容易に農地への復元が可能（コンクリートの打設は不可）
- 2 地域農業との関係等に係る市町村との協定の締結
- 3 担い手による営農が見込まれない農地であること等

詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください ▶ TEL.025-552-1511



農業委員 活動レポート

～地域農業を守るために～

大野地区の農家は140戸程度、農地は70ヘクタール余りですが、農家の半数以上は他の農家に耕作を委託しています。

そんな地域の中で、担い手が農地集積など効率的な稲作を目指し営農しています。

少し前までは「あちらで一反歩、こちらで一反歩」と広い地域内で担い手の耕作地が点在していましたが、自分の耕作田と他の担い手の耕作田を交換し、移動や用水管理の無駄がないよう工夫していくようになりました。



農業委員

荻野 輝道 (担当地区／大野)

私は農業委員としてその支援がスムーズにできるよう、多面的機能支払交付金の活動の一環で、地元役員と協力しながら不在地主のリストを作成したり、受け手の将来に渡っての営農計画の確立や出し手である地権者の安心のために、農地中間管理事業の制度を説明し集積の進展を図っています。

同じ地区を担当する農地利用最適化推進委員の山岸寛幸委員と協力し、地域の農地・農業の相談窓口となれるよう頑張っています。



農地パトロールを実施しました

農業委員会では毎年、遊休農地や農地の違反転用などの実態把握のため、農地パトロールを実施しています。

今年は7～8月に実施し、農業委員・農地利用最適化推進委員が市内を回り農地を確認させていただきました。

ご協力ありがとうございました。

農業の「いま」と「これから」をタイムリーにお届けします

全国農業新聞



●月4回発行(毎週金曜日) ●購読料／月700円

申込／農業委員会事務局へ

農業で働く方のライフステージに寄り添う年金制度です。

農業者年金に加入しませんか？

保険料の見直し・脱退や再加入可能！

加入対象 60歳未満の国民年金第1号被保険者
年間60日以上農業に従事している方



関心のある方は農業委員会事務局へ

農地中間管理事業を活用しよう！

農地中間管理事業は、農地中間管理機構（公益社団法人新潟県農林公社）が出し手と受け手をつなぐ中間的な受け皿として、農用地等の貸し借りを推進する事業です。市農業経営支援センターが窓口となりますのでご相談ください。

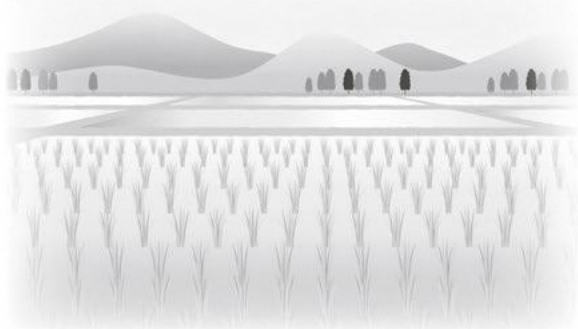


1 農地中間管理事業の仕組み



2 対象となる農用地等

- 利用可能な農用地等であること。
- 借受希望者の状況等から、農地中間管理機構からの貸付が確実に行われる見込みがあるもの。



3 手数料について

- 出し手、受け手双方から、毎年、賃借料の0.5%を手数料としていただきます。

4 メリット

【出し手農家のメリット】

- ① 公的機関が農地を預かるので安心です。
- ② 機構が確実に賃料を支払います。
- ③ 契約期間の終了時に農地が確実に戻ります。
- ④ 相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合、所定の手続きにより納税猶予が継続されます。
- ⑤ 要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。
- ⑥ 要件を満たせば、固定資産税の軽減措置が受けられます。

【受け手農家のメリット】

- ① 農地の集積・集約化により、農作業の効率化と生産コストの低減が図られます。
- ② 借りる農地の所有者が複数いる場合でも、賃料は機構への一括支払いで済みます。
- ③ 要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。

詳しくは、糸魚川市農業経営支援センターまでお問い合わせください ▶ TEL.025-552-1511